

別表 1

1. 認証申請料は次のとおりとする。

(1) 申請料金 (注 1)

- | | |
|--------------------------|---------|
| 1) 生産行程管理者認証申請料 (基本料金) | 5,000 円 |
| 2) 精米生産行程管理者認証申請料 (基本料金) | 5,000 円 |

(注 1) 申請料金は書類再審査、現地再検査等があっても、申請の対象となる農産物の収穫終了までは有効です。

(2) 書類審査料金 (注 2)

1) 生産行程管理者認証申請の場合

- | | |
|---------------------------------|----------|
| ア. 基本料金 (1 品目・1 栽培型・1 生産者・1 ほ場) | 12,000 円 |
| イ. 追加料金 | |
| ① 1 品目・1 栽培型につき | 5,000 円 |
| ② 1 生産者につき | 2,800 円 |
| ③ 同一の計画で生産を行う場合の 1 生産者につき | 1,500 円 |
| ④ 1 ほ場につき | 400 円 |

2) 精米生産行程管理者認証申請の場合

- | | |
|------------------|---------|
| ア. 基本料金 (1 精米施設) | 5,000 円 |
| イ. 追加料金 | |
| ① 1 施設につき | 2,000 円 |

(注 2) 書類審査料金は申請書に記載されている事項が長崎県特別栽培農産物認証制度実施要綱に適合しているか否かを判断するだけであり、書類の不備、申請書記載事項不備 (誤り) 等があった場合は、不備な点を指摘し、再申請をして頂く事になります。この場合、再申請には新たに書類審査料金が発生します。

3) 書類審査に係わるコンサルタント料金 (注 3)

ア. 新規申請時

- | | |
|------------------|----------|
| ① 申請と同時に申し込みの場合 | 50,000 円 |
| ② 申請中に追加で申し込みの場合 | 55,000 円 |

イ. 継続申請時

- | | |
|------------------|----------|
| ① 申請と同時に申し込みの場合 | 40,000 円 |
| ② 申請中に追加で申し込みの場合 | 45,000 円 |

(注 3) コンサルタント料金は、申請書、書類審査の不備が予想される場合に申請者から申請の指導等の依頼を受けた場合に発生します。

ご依頼を受けない場合、従来実施していた当協会からのアドバイスや書類不足 (不備) 等による調査等はいませんので、申請者自ら行っていただくこととなります。

(3) ほ場又は精米施設の現地検査料金 (注 4)

| | |
|------------------------|----------|
| 1) 基本料金 (1 ほ場又は1 施設当り) | 1,600 円 |
| 2) 検査料金 (1 名につき) | |
| ア. 半日 (約 4 時間) | 16,000 円 |
| イ. 1 日 (約 8 時間) | 32,000 円 |
| 3) 検査員派遣料 (1 名・1 回当り) | |
| ア. ~25 k m まで | 8,100 円 |
| イ. ~60 k m まで | 15,400 円 |
| ウ. ~100 k m まで | 20,000 円 |
| エ. ~200 k m まで | 22,000 円 |
| オ. ~300 k m まで | 24,900 円 |
| カ. ~300 k m 以上 | 30,000 円 |

鉄道、飛行機、船などを使用した場合は、実費請求する。

(注 4) 現地検査を再度実施する場合も再度料金が発生します。

2 その他

- (1) 記載の金額は全て税別の金額である。
- (2) 申請料は認証申請時に納入する。
- (3) 書類検査料金及びほ場又は精米施設の現地検査料金は、それぞれの検査前に納入する。
- (4) 納入された料金は、認証の可否にかかわらず返還しない。
- (5) ほ場検査又は現地検査に要する時間が数日に及ぶ場合は、検査に要する費用を勘案して必要に応じ見積書を作成して申請料を申請者に提示する。
また、生産行程管理者等の認証変更届により、書類検査、ほ場検査等の業務が発生した場合は、認証変更届の内容を検討し料金を請求する。